

令和7年度三鷹市幼稚園等保護者補助金等について

三鷹市では、幼児教育の普及充実を図るため、私立幼稚園等に通園しているお子さんの保護者の方に、保育料等の一部を補助しています。本資料は、補助制度の内容を大まかにまとめたものです。詳細は入園後に各園を通じてご案内します。

1 入園料補助金 (入園年度のみ・償還払い)

補助額：**38,000 円** (所得制限なし。園児 1 人につき 1 回限り。原則、入園時に三鷹市民であること。)

2 幼稚園の利用料の無償化

- 新制度に移行している園……利用者負担額（保育料）が所得に関係なく**一律 0 円**になります。
- 新制度に移行していない園…「施設等利用費（**月額 25,700 円**を上限に保育料・入園料を無償化する補助制度）を受けられます。

※幼稚園類似施設及び満3歳児クラス正式入園前の2歳児（満3歳児と同等の利用がある場合に限り）については無償化対象外のため、下記「3 保育料等補助金」にて無償化分を上乗せして利用料を補助します。（新制度園は保育料相当額が上乗せ分の補助対象）

3 保育料等補助金（月額上限） ※市民税の課税額により補助額が変わります。

25,700 円/月を超える保育料や特定負担額、その他の納付金について補助を行います。

市民税の所得割課税額（補助基準額）による階層区分		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯 第2階層のうちひとり親世帯等	10,900 円 (36,600 円)		
2	市民税非課税・所得割非課税世帯 第3階層のうちひとり親世帯等			
3	市民税所得割課税額 77,100 円以下 (年収目安 360 万円以下)	6,500 円 (32,200 円)		
4	市民税所得割課税額 211,200 円以下 (年収目安 680 万円以下)			
5	市民税所得割課税額 256,300 円以下 (年収目安 730 万円以下)			
6	第5階層以上の世帯			

※ 幼稚園類似施設及び満3歳児クラス正式入園前の2歳児（満3歳児と同等の利用がある場合に限り）は、上記表（ ）内の金額。

※ 多子計算について、生計を同一にしている兄・姉を含めて当該園児が何番目の子にあたるかにより算定します。

※ ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、生活保護法に定める要保護世帯等を指します。

4 給食に対する補助 (該当者のみ・代理受領)

給食実施園に在籍する園児の世帯で、以下に該当する場合に**月額 6,300 円を上限**として給食費の補助を行います。

- ・市民税所得割課税額 77,100 円以下（年収目安 360 万円以下）の世帯
- ・所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども（算定対象は、小学校3年生までの兄・姉）

5 預かり保育に対する補助 (該当者のみ・償還払い)

保護者が共働きなどで「保育の必要性」がある場合などに、預かり保育の利用料の補助が受けられます。

【補助額】利用日数×450 円

区分	課税の有無	補助対象となるための手続き	
3歳～ 5歳児	問わない	事前に「施設等利用給付」の 新2号認定 の申請が必要です。	申請に必要な書類については、 みたかきッズナビ をご確認ください。
満3歳児	非課税	事前に「施設等利用給付」の 新3号認定 の申請が必要です。	補助の詳細は、 三鷹市ホームページ をご確認ください。
	課税	保育の必要性の証明書類を添えて「預かり保育等利用料補助金交付申請書」を提出してください。	

<補助金の支給方法について> ※園により支給方法が異なりますので、各園にご確認ください。

【代理受領】市から園に支給します。保護者は補助額を差し引いた金額を園に支払います。

【償還払い】市から保護者へ支給します。保護者は一旦、園に保育料等の全額を支払います。

償還払いは年に2回、
半年分をまとめて
振り込みます。